



# “ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

アジア

2017年5月15日

## 100日計画で米中合意は一步前進だが

米国商務省が早急に打ち出した米中合意とされる100日計画は米中首脳会談から100日目となる7月16日を目処に10項目で合意しました。ただ、米中で合意が難しいとされる問題は先送りされたことが、今後の課題と見えています。

### 100日計画：米中貿易不均衡是正に向けた合意の概要を発表

米国商務省ロス長官は2017年5月11日、4月6～7日の米中首脳会談で合意した貿易不均衡改善に向けた「100日計画」の概要を発表しました(図表1参照)。中国が米国産牛肉の輸入を認める一方、米国は中国の調理済鶏肉の受け入れルールを定めることなどが示されました。また米国は現代版シルクロード経済圏構想「一帯一路」の会合に代表団を送ることも合意しています。

#### どこに注目すべきか：

#### 米国産牛肉輸入、債券業務、AIIB、鉄鋼削減

米国商務省が早急に打ち出した米中合意とされる100日計画は米中首脳会談から100日目となる7月16日を目処に10項目で合意しました。ただ、米中で合意が難しい問題は、次の段階へ先送りされたことが、今後の課題と見えています。まず、今回の合意は、よく短期間で米中の懸案事項をまとめた印象があります。例えば、中国は米国からの牛肉輸入を禁止していたのは2003年の牛海綿状脳症(BSE)を契機としています。しかし、その後国際的に米国牛肉の安全が確認された後も禁止を続けてきた経緯があります。米中が普通の関係であれば、早期の禁止解除が期待されるのですが、ようやく関係改善のきっかけを作ったとも見られます。次に、中国が開放に合意した内容を見ると、中国は苦しい分野を開放するという傾向(?)は今回もうかがえます。例えば、先の牛肉輸入解禁も、中国の輸入食肉価格が消費者物価(CPI)に比べ高止まりする中、安い米国産輸入が増えるのは悪い話ではないと見られます(図表2参照)。中国国内の資本市場の整備が求められる中、債券業務の(限定的な)ライセンス付与にも中国のしたたかな計算が想定されます。中国が主導するアジアインフラ投資銀行(AIIB)に関連して、一帯一路フォーラムに米代表団が派遣されたのも中国にプラスかもしれません。AIIBは人材、資金両面の不足が指摘されているからです。

北朝鮮の暴走抑制を中国に期待する米国と、米国との貿易摩擦を避けたい中国の思惑が早期合意を可能にした点は前進ですが、合意が難しい鉄鋼やアルミの削減等は今後の課題として交渉継続となりました。米中の交渉が本格的に合意したと判断するには、これからの交渉結果次第と思われます。

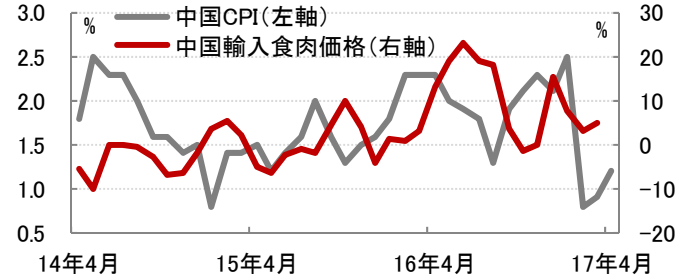
図表1：米中100日計画の主な合意内容

No	項目	主な内容
1	中国の牛肉輸入	中国は7月16日までに米国からの牛肉の輸入の解禁
2	中国の鶏肉輸出	中国の調理済み鶏肉の米国への輸出に関する新たな規定を米国公表
3	遺伝子組み換え	米国が提出した農業遺伝子組み換え作物の関連製品申請に対する審査加速
4	液化天然ガス	米国から液化天然ガス(LNG)を中国が輸入
5	格付け会社開放	海外の格付け会社の中国での市場開放
6	決済取引	中国人民銀行と米商品先物取引委員会が国境越え取引の決済機構の覚書作成
7	電子決済サービス	米国の電子決済サービス会社の中国での全面的な市場参入を許可
8	銀行規制	米国内での金融規制で中国商業銀行を差別しないことを確認
9	債券業務	中国は米金融機関2社に銀行間の債券引受と決済業務のライセンス付与
10	AIIB	5月14日から北京で始まる「一帯一路」フォーラムに米代表団を派遣

出所：米商務省を参照しピクテ投信投資顧問作成

図表2：中国CPIと輸入食肉価格(前年同月比)の推移

(月次、期間：2014年4月～2017年4月、輸入食肉価格は3月迄)



出所：ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。